

金沢市 社協情報

はじめてみませんか?
ボランティア

No.190
2022.5.31

金沢メルシーキャブサービス

運転ボランティア募集中!



金沢メルシーキャブサービスは、
車いす利用者を福祉車両により送迎するサービスです。

- | | |
|--------------------|---|
| 内 容 | ● 車両の運転と車いすの方の車両への乗り降りの介助 |
| 日 時 | ● 午前7時～午後9時の間で都合の良い時間(12月29日～1月3日は運休) |
| 応募条件
(全てに該当する方) | ● 年齢が68歳以下の方
● 過去2年以内に免許停止処分を受けてない方
● 普通免許取得後、3年以上経過している方 |

※ボランティアを始める前に、講習により車両の取扱いの練習を行います。
※活動中に事故などのトラブルが生じた場合、保険を適用しますので負担はかかりません。



利用会員も募集中

金沢市内にお住まいの方で、日常的に車いすを使用している方が利用できます。
利用には、事前の会員登録と予約が必要です。車の乗り降り以外の介助はできません。

- 料金・利用料/30分ごとに300円+1kmごとに20円
- 年会費/1500円(4月1日～翌年の3月31日まで) 平日は1ヶ月のうち5回まで利用可能
※土・日・祝日は1ヶ月のうち何回でも利用できます
- 運行時間/午前8時～午後9時(12月29日～1月3日を除き、毎日運行)



申し込み 問い合わせ 金沢メルシーキャブサービス事務局(金沢市社協内) 電話:076-231-3725
金沢市高岡町7-25金沢市松ヶ枝福祉館 市町村運営有償運送(福祉輸送)登録番号:北石市福第1号

今号の内容

- 金沢メルシーキャブサービスのご案内 1 ページ
- ボランティアに関する情報を募集中 4 ページ
- ご存知ですか? 成年後見制度 2,3 ページ
- LINE 公式アカウント登録者募集中 4 ページ
- 福祉のつどい標語募集 4 ページ

「福祉のつどい」標語募集

福祉への理解と関心を深めていただくことを目的として、福祉にちなんだ標語を募集します。応募いただいた標語の中から、優秀作品を2022年9月4日(日)開催予定の「福祉のつどい」会場内で掲示し、同日開催予定の「金沢市社会福祉大会」で表彰させていただきます。

対象者 金沢市内に在住、在勤、在学の方
応募方法 はがき又はFAXに「福祉に関する標語」、住所、氏名、電話番号を記入のうえご応募ください

締 切 2022年6月21日(火)必着

応募先
〒920-0864 金沢市高岡町7-25
金沢市社会福祉協議会内
「福祉のつどい」実行委員会事務局
TEL:076-231-3571
FAX:076-231-3560



「福祉のつどい 2021 金沢」
標語優秀作品

- 寄り添えば ことと心が 響きあう
- マスクでも きっと伝わる その笑顔

福祉のつどいとは

主に金沢市内の福祉施設やボランティアグループ、患者会等が、模擬店やゲームコーナー、活動紹介・体験コーナーなどの出展を通して、福祉を身近に感じてもらうイベントです。また、歌やダンス等を披露する「ふれあいコンサート」も同時開催しています。

昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から初のオンライン開催となりました。本会の公式YouTubeチャンネルにてオンライン開催時の動画が視聴できます。ぜひ、ご覧ください。



金沢市社会福祉協議会
公式YouTubeチャンネル



ボランティアに関する情報を募集中

現在、金沢ボランティアセンターでは、ボランティアに関する情報を募集しております。お寄せいただいた情報は、金沢市社会福祉協議会ホームページ等を通じて情報発信させていただきます。費用は無料です。詳細については下記お問い合わせ先までご連絡ください。

対象となる団体 ※個人は対象外です。
福祉施設、病院、ボランティアグループ、NPO法人等

対象となる情報

- 継続的、短期的なボランティア活動募集
- ボランティアグループの会員募集
- ボランティアに関するイベント情報等

※営利・政治・宗教を目的としたものや有償の活動、その他、金沢ボランティアセンターが不適当と判断した活動は対象外とさせていただきます。

問い合わせ先

金沢市社会福祉協議会/金沢ボランティアセンター
電 話:076-231-3725
メール:knz-vc@kana-syakyo.jp

金沢ボランティアセンター

LINE 公式アカウント
登録者募集中!

おかげをもちまして、金沢ボランティアセンターLINE公式アカウント登録者が400人を突破しました!引き続きボランティアに関する情報を定期的に配信していきます。ご登録がまだの方は、ぜひ下記よりご登録ください。

登録方法

いずれもLINEアプリを起動し登録してください!

- ① 「金沢ボランティアセンター」で検索
- ② 「@tjz1612f」でID検索
- ③ QRコードを読み取り

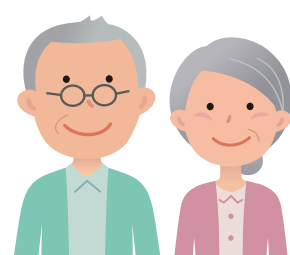


ご存知ですか？

成年後見制度

成年後見制度とは… 成年後見制度は、認知症や知的・精神障害のある方等で判断能力が不十分な方を保護・支援するため、財産管理と福祉サービスや医療の契約等を本人に代わって行ったり、本人に不利益な契約を取り消したりする制度です。

ほう てい こう けん せい ど 法定後見制度 と にん い こう けん せい ど 任意後見制度 の2つの制度があります。



対象者(本人)

現在、判断能力が
十分でない

法定後見制度
を利用

将来の判断能力の
低下に備えたい

任意後見制度
を利用

成年後見人等が、
財産管理や
福祉サービスの
利用契約などを行う

法定後見制度

- 本人が、認知症、知的障害、又は精神障害などの状態にあり、判断能力が不十分である場合、**配偶者や四親等内の親族など**から**家庭裁判所**に申立てをして**成年後見人等**を選んでもらいます。
- 選ばれた成年後見人等が、財産管理や福祉サービスの利用などについて、本人に代わって契約をしたり、本人が行う法律行為に同意を与えたり、取り消したりします。

任意後見制度

- 将来の判断能力の低下に備えて、あらかじめ後見人となる人及び財産管理等の事務について決めて、その契約を公正証書^{*1}で結びます。
- 本人の判断能力が低下した後、**家庭裁判所**に申立てをし、選ばれた**任意後見監督人**の監督のもとで、契約で決めた事務について、**任意後見人**が代わって行います。

成年後見制度の区分

区 分	法定後見制度(本人の判断能力の程度に応じて区分されています。)			任意後見制度
	後 見	保 佐	補 助	
対象者 (本人)	判断能力が欠けている人 日常的に必要な買い物も自分で はできず誰かに代わってやって もらう必要がある程度の人	判断能力が著しく不十分な人 日常的に必要な買い物程度はで きるが、不動産の売買や金銭の貸 し借り等、重要な財産行為は自分 ではできないという程度の人	判断能力が不十分な人 重要な財産行為は、できるかどう か危惧があるので、誰かに代わっ てやってもらった方がよい程度 の人	将来の判断能力の 低下に備えたい人
家庭裁判所へ 申立てすることが できる人	本人、配偶者、四親等内の親族、市長 ^{*2} など			本人、配偶者、 四親等内の親族、 任意後見受任者
本人を援助する人	せいねんこうけん にん 成年後見人	ほ さ にん 保佐人	ほ じょ にん 補助人	にん い こう けん にん 任意後見人
援助する事務	代理権 ^{*3} 、同意権 ^{*4} ・取消権 の範囲は、それぞれの区分ごとに異なります。			契約で定めた 事務についての代理

※1 公正証書は、国から任命された法律の専門家の公証人が作成する公文書です。

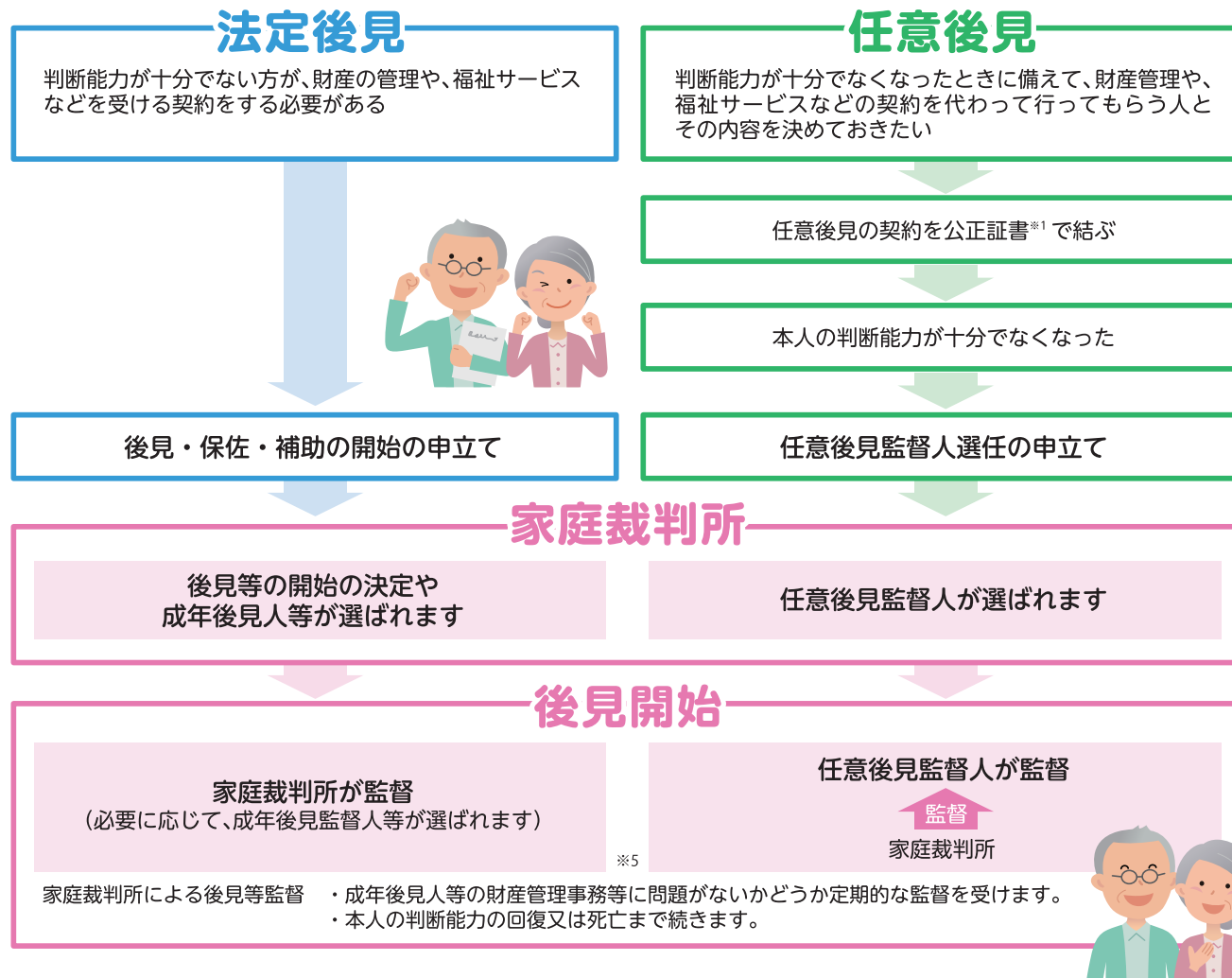
※2 市長が申立てできるのは、対象者(本人)が、認知症の高齢者、知的障害のある方、又は、精神障害のある方で、四親等内の親族がいないなどの理由により、申立てする人がいない場合です。

※3 本人に代わって財産管理や契約などの法律行為を行うことができる権限です。

※4 本人が契約などの法律行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意(了承)する権限です。

※5 申立てから法定後見の開始まで、多くの場合1～2ヶ月ぐらいとなっています。

成年後見制度の手続きについて



成年後見制度に関するお問い合わせ先

法定後見制度を利用するための申立て手続きや必要書類、費用について		
金沢家庭裁判所(後見係直通)	金沢市丸の内7-1	☎076-221-3225
任意後見制度について		
金沢公証人合同役場	金沢市武蔵町6-1 レジデンス第2武蔵 1階	☎076-263-4355
後見人などを紹介してほしい		
金沢弁護士会 高齢者・障がい者支援センター	金沢市丸の内7番36号	☎076-221-0242
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート石川県支部	金沢市新神田4丁目10番18号 石川県司法書士会館内	☎076-291-7070
一般社団法人 石川県社会福祉士会 成年後見センター ばあとなあ石川	金沢市本多町3丁目1番10号 石川県社会福祉会館 2階	☎090-4329-2255 (平日10時～16時)
北陸税理士会金沢支部	金沢市北安江3丁目4番6号	☎076-223-1841
一般社団法人 コスモス成年後見 サポートセンター石川県支部 いしさほ	金沢市鞍月2丁目2番地 石川県繊維会館 3階	☎076-204-9433
一般社団法人 社労士成年後見センター石川	金沢市玉鉾2丁目502番地 TRUSTY BUILDING 2階 (石川県社会保険労務士会内)	☎076-292-2066
身寄りがいない等の理由により申し立てる人がいない場合(市長による法定後見の申立て)		
金沢市役所	金沢市広坂1-1-1	福祉政策課 ☎076-220-2288 障害福祉課 ☎076-220-2289
成年後見制度に関するお問い合わせ		
金沢市社会福祉協議会・金沢権利擁護センター	金沢市高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館 2階	☎076-231-3521

中核機関の設置について

金沢市は、国の「成年後見制度の利用を促進するための計画」を勘案し「金沢市地域福祉計画2018成年後見制度利用促進編」を策定しました。同計画に基づいて、令和3年4月1日に地域連携ネットワークの中核となる機関(中核機関)が設置され、その運営を金沢市社会福祉協議会が受託しました。現在は広報機能や相談機能が中心ですが、今後、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を段階的に整備していくための検討が進められています。